

委 託 設 計 書				設計年月日	令和7年12月26日	
所 属 部 課 名		環境部 廃棄物対策課				
部 長	課 長	補 佐	主 査	担 当	設計者	審 査
委託名称		最終処分場等水質検査業務委託				
委託場所		松戸市五香西五丁目35番地 他2か所			事 業 期 間	自 令和8年4月1日 至 令和9年3月31日
設計金額		単価の合計 円		事業実 施方法	請負	
設計概要						

第1号 委託単価表

費目	工種	種別	細別	単位	数量	単価	金額	摘要
最終処分場等水質検査業務委託								
(日暮最終処分場)								
試料分析費(浸出水貯留槽44項目)				回	1			第1号 単価表参照 12.6881%
試料分析費(浸出水貯留槽1項目)				回	1			第2号 単価表参照 0.0409%
試料分析費(放流水44項目)				回	1			第3号 単価表参照 17.7629%
試料分析費(放流水6項目)				回	1			第4号 単価表参照 0.7834%
試料分析費(観測井36項目)				回	1			第5号 単価表参照 16.2740%
試料分析費(観測井5項目)				回	1			第6号 単価表参照 0.5174%
試料採取・運搬費				回	1			第7号 単価表参照 0.6685%
小計								

第1号 委託単価表

費目	工種	種別	細別	単位	数量	単価	金額	摘要
(印ば最終処分場)								
試料分析費(浸出水貯留槽44項目)				回	1			第9号 単価表参照 17.7629%
試料分析費(浸出水貯留槽43項目)				回	1			第10号 単価表参照 12.6471%
試料分析費(浸出水貯留槽5項目)				回	1			第11号 単価表参照 0.6226%
試料分析費(浸出水貯留槽1項目)				回	1			第12号 単価表参照 0.0282%
試料分析費(観測井37項目)				回	1			第13号 単価表参照 16.3812%
試料分析費(観測井5項目)				回	1			第14号 単価表参照 0.5174%
試料採取・運搬費				回	1			第15号 単価表参照 1.1081%
小計								

第1号 委託単価表

費目	工種	種別	細別	単位	数量	単価	金額	摘要
リサイクルセンター								
試料分析費(地下水11項目)				回	1			第17号 単価表参照 1.5288%
試料採取・運搬費				回	1			第18号 単価表参照 0.6685%
小計								
単価の合計								計 100.0000%

松 戸 市

单 価 表

第1号 単価表	試料分析費(日暮最終処分場 浸出水 44項目検査)					1回当たり
名 称	規 格 ・ 寸 法	単 位	数 量	单 価	金 額	摘 要
アルキル水銀化合物		検体	1			
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		検体	1			
カドミウム及びその化合物		検体	1			
鉛及びその化合物		検体	1			
有機燐化合物		検体	1			
六価クロム化合物		検体	1			
砒素及びその化合物		検体	1			
シアン化合物		検体	1			
ポリ塩化ビフェニール(PCB)		検体	1			
トリクロロエチレン		検体	1			
テトラクロロエチレン		検体	1			
ジクロロメタン		検体	1			
四塩化炭素		検体	1			
1, 2ジクロロエタン		検体	1			
1, 1ジクロロエチレン		検体	1			
小計						

松 戸 市

単 価 表

第1号 単価表	試料分析費(日暮最終処分場 浸出水 44項目検査)					1回当たり
名 称	規 格 ・ 寸 法	単位	数量	単 価	金 額	摘 要
シス1. 2ジクロロエチレン		検体	1			
1. 1. 1トリクロロエタン		検体	1			
1. 1. 2トリクロロエタン		検体	1			
1. 3ジクロロプロペン		検体	1			
チウラム		検体	1			
シマジン		検体	1			
チオベンカルブ		検体	1			
ベンゼン		検体	1			
セレン及びその化合物		検体	1			
1. 4ジオキサン		検体	1			
ほう素及びその化合物		検体	1			
ふつ素及びその化合物		検体	1			
アンモニア,アンモニウム化合物,亜硝酸化合物及び硝酸化合物		検体	1			
水素イオン濃度(pH)		検体	1			
生物化学的酸素要求量(BOD)		検体	1			
小計						

松 戸 市

单 価 表

第1号 単価表	試料分析費(日暮最終処分場 浸出水 44項目検査)					1回当たり
名 称	規 格 ・ 寸 法	単位	数量	単 価	金 額	摘 要
化学的酸素要求量(COD)		検体	1			
浮遊物質量(SS)		検体	1			
ノルマルヘキサン抽出物質(鉱物油)		検体	1			
ノルマルヘキサン抽出物質(動植物油脂類)		検体	1			
フェノール類含有量		検体	1			
銅含有量		検体	1			
亜鉛含有量		検体	1			
溶解性鉄含有量		検体	1			
溶解性マンガン含有量		検体	1			
クロム含有量		検体	1			
大腸菌数		検体	1			
窒素含有量		検体	1			
リン含有量		検体	1			
電気伝導率		検体	1			
小計						
計						

松 戸 市

单 价 表

松 戸 市

単 価 表

第3号 単価表	試料分析費(日暮最終処分場 放流水 44項目検査)					1回当たり
名 称	規 格 ・ 寸 法	単位	数量	単 価	金 額	摘 要
アルキル水銀化合物		検体	1			
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		検体	1			
カドミウム及びその化合物		検体	1			
鉛及びその化合物		検体	1			
有機燐化合物		検体	1			
六価クロム化合物		検体	1			
砒素及びその化合物		検体	1			
シアン化合物		検体	1			
ポリ塩化ビフェニール(PCB)		検体	1			
トリクロロエチレン		検体	1			
テトラクロロエチレン		検体	1			
ジクロロメタン		検体	1			
四塩化炭素		検体	1			
1, 2ジクロロエタン		検体	1			
1, 1ジクロロエチレン		検体	1			
小計						

松 戸 市

单 価 表

第3号 単価表	試料分析費(日暮最終処分場 放流水 44項目検査)					1回当たり
名 称	規 格 ・ 寸 法	単位	数量	単 価	金 額	摘 要
シス1. 2ジクロロエチレン		検体	1			
1. 1. 1トリクロロエタン		検体	1			
1. 1. 2トリクロロエタン		検体	1			
1. 3ジクロロプロペン		検体	1			
チウラム		検体	1			
シマジン		検体	1			
チオベンカルブ		検体	1			
ベンゼン		検体	1			
セレン及びその化合物		検体	1			
1. 4ジオキサン		検体	1			
ほう素及びその化合物		検体	1			
ふつ素及びその化合物		検体	1			
アンモニア,アンモニウム化合物,亜硝酸化合物及び硝酸化合物		検体	1			
ノルマルヘキサン抽出物質(鉱物油)		検体	1			
ノルマルヘキサン抽出物質(動植物油脂類)		検体	1			
小計						

松 戸 市

单 価 表

第3号 単価表	試料分析費(日暮最終処分場 放流水 44項目検査)					1回当たり
名 称	規 格 ・ 寸 法	単位	数量	単 価	金 額	摘 要
フェノール類含有量		検体	1			
銅含有量		検体	1			
亜鉛含有量		検体	1			
溶解性鉄含有量		検体	1			
溶解性マンガン含有量		検体	1			
クロム含有量		検体	1			
大腸菌数		検体	1			
リン含有量		検体	1			
水素イオン濃度(pH)		検体	1			
生物化学的酸素要求量(BOD)		検体	1			
化学的酸素要求量(COD)		検体	1			
浮遊物質量(SS)		検体	1			
窒素含有量		検体	1			
ダイオキシン類		検体	1			
小計						
計						

松 戸 市

单 価 表

第4号 単価表	試料分析費(日暮最終処分場 放流水 6項目検査)					1回当たり
名 称	規 格 ・ 寸 法	単位	数量	単 価	金 額	摘 要
水素イオン濃度(pH)		検体	1			
生物化学的酸素要求量(BOD)		検体	1			
化学的酸素要求量(COD)		検体	1			
浮遊物質量(SS)		検体	1			
窒素含有量		検体	1			
大腸菌数		検体	1			
計						

松 戸 市

単 価 表

第5号 単価表	試料分析費(日暮最終処分場 観測井 36項目)					1回当たり
名 称	規 格 ・ 寸 法	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		検体	1			
ほう素及びその化合物		検体	1			
ふつ素及びその化合物		検体	1			
アルキル水銀		検体	1			
総水銀		検体	1			
カドミウム		検体	1			
鉛		検体	1			
六価クロム		検体	1			
砒素		検体	1			
全シアン		検体	1			
ポリ塩化ビフェニール(PCB)		検体	1			
トリクロロエチレン		検体	1			
テトラクロロエチレン		検体	1			
ジクロロメタン		検体	1			
四塩化炭素		検体	1			
1, 2ジクロロエタン		検体	1			
1, 1ジクロロエチレン		検体	1			
1, 2ジクロロエチレン		検体	1			
小計						

松 戸 市

単 価 表

第5号 単価表	試料分析費(日暮最終処分場 観測井 36項目)					1回当たり
名 称	規 格 ・ 寸 法	単位	数量	単 価	金 額	摘 要
1. 1. 1トリクロロエタン		検体	1			
1. 1. 2トリクロロエタン		検体	1			
1. 3ジクロロプロペン		検体	1			
チウラム		検体	1			
シマジン		検体	1			
チオベンカルブ		検体	1			
ベンゼン		検体	1			
セレン及びその化合物		検体	1			
1. 4ジオキサン		検体	1			
クロロエチレン		検体	1			
水素イオン濃度(pH)		検体	1			
生物化学的酸素要求量(BOD)		検体	1			
化学的酸素要求量(COD)		検体	1			
電気伝導率		検体	1			
塩化物イオン		検体	1			
大腸菌数		検体	1			
浮遊物質量(SS)		検体	1			
ダイオキシン類		検体	1			
小計						
計						

单 価 表

第6号 単価表	試料分析費(日暮最終処分場 観測井 5項目)					1回当たり
名 称	規 格 ・ 寸 法	単 位	数 量	单 価	金 額	摘 要
水素イオン濃度(pH)		検体	1			
生物化学的酸素要求量(BOD)		検体	1			
化学的酸素要求量(COD)		検体	1			
電気伝導率		検体	1			
塩化物イオン		検体	1			
計						

松 戸 市

单 価 表

第7号 単価表	試料採取・運搬費（日暮最終処分場）					1回当たり
名 称	規 格 ・ 寸 法	単位	数量	単 価	金 額	摘 要
普通作業員		人				
試料運搬費		回	1			第8号単価表参照
業務管理費		式	1			
一般管理費		式	1			
計						

松 戸 市

单 価 表

松 戸 市

单 価 表

第9号 単価表	試料分析費(印ば最終処分場 浸出水 44項目検査)					1回当たり
名 称	規 格 ・ 寸 法	単 位	数 量	单 価	金 額	摘 要
アルキル水銀化合物		検体	1			
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		検体	1			
カドミウム及びその化合物		検体	1			
鉛及びその化合物		検体	1			
有機燐化合物		検体	1			
六価クロム化合物		検体	1			
砒素及びその化合物		検体	1			
シアン化合物		検体	1			
ポリ塩化ビフェニール(PCB)		検体	1			
トリクロロエチレン		検体	1			
テトラクロロエチレン		検体	1			
ジクロロメタン		検体	1			
四塩化炭素		検体	1			
1. 2ジクロロエタン		検体	1			
1. 1ジクロロエチレン		検体	1			
小計						

松 戸 市

単 価 表

第9号 単価表	試料分析費(印ば最終処分場 浸出水 44項目検査)					1回当たり
名 称	規 格 ・ 寸 法	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
シス1,2ジクロロエチレン		検体	1			
1,1,1トリクロロエタン		検体	1			
1,1,2トリクロロエタン		検体	1			
1,3ジクロロプロペン		検体	1			
チウラム		検体	1			
シマジン		検体	1			
チオベンカルブ		検体	1			
ベンゼン		検体	1			
セレン及びその化合物		検体	1			
1,4ジオキサン		検体	1			
ほう素及びその化合物		検体	1			
ふつ素及びその化合物		検体	1			
アンモニア,アンモニウム化合物,亜硝酸化合物及び硝酸化合物		検体	1			
水素イオン濃度(pH)		検体	1			
生物化学的酸素要求量(BOD)		検体	1			
小計						

松 戸 市

单 価 表

第9号 単価表	試料分析費(印ば最終処分場 浸出水 44項目検査)					1回当たり
名 称	規 格 ・ 寸 法	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
化学的酸素要求量(COD)		検体	1			
浮遊物質量(SS)		検体	1			
ノルマルヘキサン抽出物質(鉱物油)		検体	1			
ノルマルヘキサン抽出物質(動植物油脂類)		検体	1			
フェノール類含有量		検体	1			
銅含有量		検体	1			
亜鉛含有量		検体	1			
溶解性鉄含有量		検体	1			
溶解性マンガン含有量		検体	1			
クロム含有量		検体	1			
大腸菌数		検体	1			
窒素含有量		検体	1			
リン含有量		検体	1			
ダイオキシン類		検体	1			
小計						
計						

松 戸 市

単 価 表

第10号 単価表	試料分析費(印ば最終処分場 浸出水 43項目検査)					1回当たり
名 称	規 格 ・ 寸 法	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
アルキル水銀化合物		検体	1			
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		検体	1			
カドミウム及びその化合物		検体	1			
鉛及びその化合物		検体	1			
有機燐化合物		検体	1			
六価クロム化合物		検体	1			
砒素及びその化合物		検体	1			
シアノ化合物		検体	1			
ポリ塩化ビフェニール(PCB)		検体	1			
トリクロロエチレン		検体	1			
テトラクロロエチレン		検体	1			
ジクロロメタン		検体	1			
四塩化炭素		検体	1			
1, 2ジクロロエタン		検体	1			
1, 1ジクロロエチレン		検体	1			
小計						

松 戸 市

単 価 表

第10号 単価表	試料分析費(印ば最終処分場 浸出水 43項目検査)					1回当たり
名 称	規 格 ・ 寸 法	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
シス1,2ジクロロエチレン		検体	1			
1,1,1トリクロロエタン		検体	1			
1,1,2トリクロロエタン		検体	1			
1,3ジクロロプロペン		検体	1			
チウラム		検体	1			
シマジン		検体	1			
チオベンカルブ		検体	1			
ベンゼン		検体	1			
セレン及びその化合物		検体	1			
1,4ジオキサン		検体	1			
ほう素及びその化合物		検体	1			
ふつ素及びその化合物		検体	1			
アンモニア,アンモニウム化合物,亜硝酸化合物及び硝酸化合物		検体	1			
水素イオン濃度(pH)		検体	1			
生物化学的酸素要求量(BOD)		検体	1			
小計						

松 戸 市

単 価 表

第10号 単価表	試料分析費(印ば最終処分場 浸出水 43項目検査)					1回当たり
名 称	規 格 ・ 寸 法	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
化学的酸素要求量(COD)		検体	1			
浮遊物質量(SS)		検体	1			
ノルマルヘキサン抽出物質(鉱物油)		検体	1			
ノルマルヘキサン抽出物質(動植物油脂類)		検体	1			
フェノール類含有量		検体	1			
銅含有量		検体	1			
亜鉛含有量		検体	1			
溶解性鉄含有量		検体	1			
溶解性マンガン含有量		検体	1			
クロム含有量		検体	1			
大腸菌数		検体	1			
窒素含有量		検体	1			
リン含有量		検体	1			
小計						
計						

松 戸 市

単 価 表

第11号 単価表	試料分析費(印ば最終処分場 浸出水 5項目検査)					1回当たり
名 称	規 格 ・ 寸 法	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
水素イオン濃度(pH)		検体	1			
生物化学的酸素要求量(BOD)		検体	1			
化学的酸素要求量(COD)		検体	1			
浮遊物質量(SS)		検体	1			
窒素含有量		検体	1			
計						

松 戸 市

单 価 表

松 戸 市

単 価 表

第13号 単価表	試料分析費(印ば最終処分場 観測井戸 37項目)					1回当たり
名 称	規 格 ・ 寸 法	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		検体	1			
ほう素及びその化合物		検体	1			
ふつ素及びその化合物		検体	1			
アルキル水銀		検体	1			
総水銀		検体	1			
カドミウム		検体	1			
鉛		検体	1			
六価クロム		検体	1			
砒素		検体	1			
全シアン		検体	1			
ポリ塩化ビフェニール(PCB)		検体	1			
トリクロロエチレン		検体	1			
テトラクロロエチレン		検体	1			
ジクロロメタン		検体	1			
四塩化炭素		検体	1			
1. 2ジクロロエタン		検体	1			
1. 1ジクロロエチレン		検体	1			
1. 2ジクロロエチレン		検体	1			
小計						

単 価 表

第13号 単価表	試料分析費(印ば最終処分場 観測井戸 37項目)					1回当たり
名 称	規 格 ・ 寸 法	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
1. 1. 1トリクロロエタン		検体	1			
1. 1. 2トリクロロエタン		検体	1			
1. 3ジクロロプロペン		検体	1			
チウラム		検体	1			
シマジン		検体	1			
チオベンカルブ		検体	1			
ベンゼン		検体	1			
セレン		検体	1			
1. 4ジオキサン		検体	1			
クロロエチレン		検体	1			
水素イオン濃度(pH)		検体	1			
生物化学的酸素要求量(BOD)		検体	1			
化学的酸素要求量(COD)		検体	1			
電気伝導率		検体	1			
塩化物イオン		検体	1			
過マンガン酸カリウム消費量		検体	1			
大腸菌数		検体	1			
浮遊物質量(SS)		検体	1			
ダイオキシン類		検体	1			
小計						
計						

単 価 表

第14号 単価表	試料分析費(印ば最終処分場 観測井戸 5項目検査)					1回当たり
名 称	規 格 ・ 寸 法	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
水素イオン濃度(pH)		検体	1			
生物化学的酸素要求量(BOD)		検体	1			
化学的酸素要求量(COD)		検体	1			
電気伝導率		検体	1			
塩化物イオン		検体	1			
計						

松 戸 市

单 价 表

松 戸 市

单 価 表

松 戸 市

单 价 表

第17号 単価表	試料分析費(リサイクルセンター 地下水 11項目)					1回当たり
名 称	規 格 ・ 寸 法	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
水素イオン濃度(pH)		検体	1			
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		検体	1			
亜硝酸態窒素		検体	1			
一般細菌		検体	1			
大腸菌		検体	1			
塩化物イオン		検体	1			
有機物(全有機炭素(TOC)の量)		検体	1			
色度		検体	1			
濁度		検体	1			
味		検体	1			
臭気		検体	1			
計						

松 戸 市

单 価 表

松 戸 市

单 价 表

松 戸 市

仕様書

1 委託名称

最終処分場等水質検査業務委託

2 委託場所

松戸市五香西五丁目35番地 他2か所

3 目的

(1)日暮最終処分場(松戸市五香西五丁目35番地他)

日暮最終処分場の維持管理、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和五十二年三月十四日総理府・厚生省令第一号。以下「基準省令」という。)及びダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令(平成十二年一月十四日総理府・厚生省令第二号。以下「新共同命令」という。)の規定により実施する。

(2)印ば最終処分場(千葉県印西市松虫408番地他)

印ば最終処分場の廃止へ向けた維持管理、基準省令及び新共同命令の規定により実施する。

(3)リサイクルセンター(松戸市七右衛門新田316番地の4)

リサイクルセンター西側公園等で利用している地下水の水質が適正であるか 把握するため に本業務を実施する。

4 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

5 業務内容

下記に示す各採水箇所より検体を採水・運搬・分析し、その結果を報告する。

(1)日暮最終処分場

ア 採水場所・検査項目数・検査予定回数

採水場所	検査項目数	検査予定回数
浸出水貯留槽	44項目	1回
	1項目	11回
放流水	44項目*	1回
	6項目	11回
観測井(上流)	36項目*	1回
	5項目	11回
観測井(下流)	36項目*	1回
	5項目	11回

* ダイオキシン類の検査を含む。

※ 検査予定回数については、予定数量であり、増減が生じる可能性がある。

イ 検査項目

別紙1-1、1-2、1-3を参照

ウ 分析方法

日本工業規格を適用(別紙1-4、1-5を参照)

(2)印ば最終処分場

ア 採水場所・検査項目数・検査予定回数

採水場所	検査項目数	検査予定回数
浸出水貯留槽	44項目*	1回
	43項目	1回
	5項目	2回
	1項目	8回
観測井(上流)	37項目*	1回
	5項目	11回
観測井(下流)	37項目*	1回
	5項目	11回

* ダイオキシン類の検査を含む。

※ 検査予定回数については、予定数量であり、増減が生じる可能性がある。

イ 検査項目

別紙2-1、2-2を参照

ウ 分析方法

日本工業規格を適用(別紙2-3、2-4を参照)

(3)リサイクルセンター

ア 採水場所・検査項目数・検査予定回数

採水場所	検査項目数	検査予定回数
地下水	11項目	1回

イ 検査項目

別紙3-1を参照

ウ 分析方法

日本工業規格を適用(別紙3-2を参照)

6 報 告

- (1)A4版にて各採水場所毎に報告書を日暮最終処分場及び印ば最終処分場については3部、リサイクルセンターについては2部作成し提出すること。
- (2)報告書とは別に、市で指定した様式の電子データをメール等にて提出すること。
- (3)採水日等の詳細事項については別途協議するものとする。
- (4)採水後、月末までに報告書を提出すること。

7 その他注意事項

- (1)採水にあたって問題があった場合は、協議の上判断する。
- (2)採水時には、必要な事項(天候・気温・水温等)を測定すること。
- (3)受託者は、本業務で知り得た情報について第三者に漏らしてはならない。
- (4)印ば最終処分場の観測井(下流)にはポンプが設置されていないため、採水時には水中ポンプを用意すること。(井戸水深20m、直径100mm 電源なし)
- (5)測定方法については、関係法令等(告示や規格等)の改正等があった場合、則った分析を実施

すること。

(6)本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、協議の上決定する。

◆浸出水◆

日暮最終処分場

別紙1-1

検査月及び検査項目

◆放流水◆

日暮最終処分場

別紙1-2

検査月及び検査項目

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
放 流 水	1 アルキル水銀化合物						●						
	2 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物						●						
	3 カドミウム及びその化合物						●						
	4 鉛及びその化合物						●						
	5 有機燐化合物						●						
	6 六価クロム化合物						●						
	7 硒素及びその化合物						●						
	8 シアン化合物						●						
	9 ポリ塩化ビフェニル						●						
	10 トリクロロエチレン						●						
	11 テトラクロロエチレン						●						
	12 ジクロロメタン						●						
	13 四塩化炭素						●						
	14 1,2-ジクロロエタン						●						
	15 1,1-ジクロロエチレン						●						
	16 シス-1,2-ジクロロエチレン						●						
	17 1,1,1-トリクロロエタン						●						
	18 1,1,2-トリクロロエタン						●						
	19 1,3-ジクロロプロパン						●						
	20 チウラム						●						
	21 シマジン						●						
	22 チオベンカルブ						●						
	23 ベンゼン						●						
	24 セレン及びその化合物						●						
	25 1,4-ジオキサン						●						
	26 ほう素及びその化合物						●						
	27 ふつ素及びその化合物						●						
	28 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物						●						
	29 水素イオン濃度(PH)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	30 生物化学的酸素要求量(BOD)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	31 化学的酸素要求量(COD)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	32 浮遊物質量(SS)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	33 ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)						●						
	34 ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)						●						
	35 フェノール類含有量						●						
	36 銅含有量						●						
	37 亜鉛含有量						●						
	38 溶解性鉄含有量						●						
	39 溶解性マンガン含有量						●						
	40 クロム含有量						●						
	41 大腸菌数	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	42 硝素含有量	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	43 燐含有量						●						
	44 ダイオキシン類						●						

検査月及び検査項目

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
観測井	1 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素						●						
	2 ほう素及びその化合物						●						
	3 ふっ素及びその化合物						●						
	4 アルキル水銀						●						
	5 総水銀						●						
	6 カドミウム						●						
	7 鉛						●						
	8 六価クロム						●						
	9 硼素						●						
	10 全シアン						●						
	11 ポリ塩化ビフェニル						●						
	12 トリクロロエチレン						●						
	13 テトラクロロエチレン						●						
	14 ジクロロメタン						●						
	15 四塩化炭素						●						
	16 1,2-ジクロロエタン						●						
	17 1,1-ジクロロエチレン						●						
	18 1,2-ジクロロエチレン						●						
	19 1,1,1-トリクロロエタン						●						
	20 1,1,2-トリクロロエタン						●						
	21 1,3-ジクロロプロペン						●						
	22 チウラム						●						
	23 シマジン						●						
	24 チオベンカルブ						●						
	25 ベンゼン						●						
	26 セレン						●						
	27 1,4-ジオキサン							●					
	28 クロロエチレン							●					
	29 水素イオン濃度(PH)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	30 生物化学的酸素要求量(BOD)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	31 化学的酸素要求量(COD)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	32 電気伝導率	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	33 塩化物イオン	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	34 大腸菌数							●					
	35 浮遊物質量(SS)							●					
	36 ダイオキシン類							●					

日暮最終処分場「浸出水・放流水」の検査項目及び検査方法

別紙1-4

無印:「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」の排水基準等 別表1

※1:「千葉県廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱集」の排水基準

No.	分析項目	管理基準値	定量下限値(参考)	計量方法
1	アルキル水銀化合物	検出されないこと	0.0005	環境庁告示第59号付表2及び付表3
2	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.0005mg/l以下※1	0.0005	環境庁告示第59号付表2
3	カドミウム及びその化合物	0.01mg/l以下※1	0.001	JIS K 0102 55
4	鉛及びその化合物	0.1mg/l以下	0.01	JIS K 0102 54
5	有機燐化合物	不検出※1	0.1	環境庁告示第64号付表1又はJIS K 0102 31.1及び付表2
6	六価クロム化合物	0.02mg/l以下※1	0.005	JIS K 0102 65.2.1
7	砒素及びその化合物	0.05mg/l以下※1	0.001	JIS K 0102 61
8	シアノ化合物	不検出※1	0.1	JIS K 0102 38.1.2及び38.2、38.1.2及び38.3
9	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	不検出※1	0.0005	環境庁告示第59号付表3又はJIS K 0093
10	トリクロロエチレン	0.1mg/l以下	0.01	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5
11	テトラクロロエチレン	0.1mg/l以下	0.01	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5
12	ジクロロメタン	0.2mg/l以下	0.02	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1
13	四塩化炭素	0.02mg/l以下	0.002	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5
14	1,2-ジクロロエタン	0.04mg/l以下	0.004	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1
15	1,1-ジクロロエチレン	1mg/l以下	0.02	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1
16	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/l以下	0.04	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1
17	1,1,1-トリクロロエタン	3mg/l以下	0.3	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5
18	1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/l以下	0.006	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5
19	1,3-ジクロロプロパン	0.02mg/l以下	0.002	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1
20	チウラム	0.06mg/l以下	0.006	環境庁告示第59号付表4
21	シマジン	0.03mg/l以下	0.003	環境庁告示第59号付表5の第1又は第2
22	チオベンカルブ	0.2mg/l以下	0.02	環境庁告示第59号付表5の第1又は第2
23	ベンゼン	0.1mg/l以下	0.01	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.2
24	セレン及びその化合物	0.1mg/l以下	0.01	JIS K 0102 67
25	1,4-ジオキサン	0.5mg/l以下	0.005	環境庁告示第59号付表8
26	ほう素及びその化合物	10mg/l以下※1	1	JIS K 0102 47
27	ふつ素及びその化合物	8mg/l以下※1	0.8	JIS K 0102 34.1若しくは34.4又は34.1.1c)及び環境庁告示第59号付表7
28	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に0.4乗じたものの亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量100mg/l以下	0.1	アンモニア、アンモニウム化合物: JIS K 0102 42.2、42.3又は42.5 亜硝酸化合物及び硝酸化合物: JIS K 0102 43.1、43.2.5又は43.2.3
29	水素イオン濃度(pH)	海域以外5.8-8.6		JIS K 0102 12.1
30	化学的酸素要求量(COD)	20mg/l以下※1	1.0	JIS K 0102 17
31	生物化学的酸素要求量(BOD)	20mg/l以下※1	1.0	JIS K 0102 21
32	浮遊物質量(SS)	40mg/l以下※1	1.0	環境庁告示第59号付表9
33	ノルマルヘキサン抽出物質(鉱物油)	3mg/l以下※1	1.0	環境庁告示第64号付表4
34	ノルマルヘキサン抽出物質(動植物油脂類)	5mg/l以下※1	1.0	環境庁告示第64号付表4
35	フェノール類含有量	0.5mg/l以下※1	0.05	JIS K 0102 28.1
36	銅含有量	1mg/l以下※1	0.05	JIS K 0102 52.2、52.3、52.4又は52.5
37	亜鉛含有量	1mg/l以下※1	0.05	JIS K 0102 53
38	溶解性鉄含有量	5mg/l以下※1	0.1	JIS K 0102 57.2、57.3又は57.4
39	溶解性マンガン含有量	5mg/l以下※1	0.1	JIS K 0102 56.2、56.3、56.4又は56.5
40	クロム含有量	0.5mg/l以下※1	0.05	JIS K 0102 65.1
41	大腸菌数	800コロニー形成単位/ml以下	1	下水の水質の検定方法に関する省令(厚生省・建設省令第1号)
42	窒素含有量	120mg/l以下	0.1	JIS K 0102 45.1又は45.2
43	リン含有量	16mg/l以下	0.02	JIS K 0102 46.3
44	電気伝導率	—	1	JIS K 0101 12
45	ダイオキシン類	—	—	JIS K 0312 (試料の量を25Lとする)

* ダイオキシン類の定量下限値は、化合物により異なるため記載を省略する。

地下水等(観測井)検査項目及びその他の地下水検査項目

無印:「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」の地下水基準等 別表2

※1:「千葉県廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱集」の排水基準

No.	分析項目	管理基準値*1	定量下限値 (参考)	計量方法
1	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	0.1	厚生労働省告示第261号(イオンクロマトグラフ法(陰イオン類))
2	ほう素及びその化合物	1	0.1	JIS K0102 47.1、47.3又は47.4
3	ふっ素及びその化合物	0.8	0.08	JIS K0102 34.1若しくは34.4又は34.1.1c)及び環境庁告示第59号付表7
4	アルキル水銀	不検出	0.0005	環境庁告示第59号付表3
5	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.0005	0.0005	環境庁告示第59号付表2
6	カドミウム及びその化合物	0.003	0.001	JIS K0102 55.2、55.3又は55.4
7	鉛及びその化合物	0.01	0.001	JIS K0102 54
8	六価クロム化合物	0.02	0.005	JIS K0102 65.2
9	砒素及びその化合物	0.01	0.001	JIS K0102 61.2、61.3又は61.4
10	シアノ化合物	不検出	0.1	JIS K0102 38.1.2及び38.2、38.1.2及び38.3、38.1.2及び38.5又は環境庁告示第59号付表1
11	ポリ塩化ビフェニル	不検出	0.0005	環境庁告示第59号付表4
12	トリクロロエチレン	0.01	0.003	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
13	テトラクロロエチレン	0.01	0.001	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
14	ジクロロメタン	0.02	0.002	JIS K0125 5.1、5.2又は5.3.2
15	四塩化炭素	0.002	0.0002	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
16	1,2-ジクロロエタン	0.004	0.0004	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2
17	1,1-ジクロロエチレン	0.1	0.002	JIS K0125 5.1、5.2又は5.3.2
18	1,2-ジクロロエチレン	0.04	0.004	JIS K0125 5.1、5.2又は5.3.2
19	1,1,1-トリクロロエタン	1	0.1	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
20	1,1,2-トリクロロエタン	0.006	0.0006	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
21	1,3-ジクロロプロペン	0.002	0.0002	JIS K0125 5.1、5.2又は5.3.1
22	チウラム	0.006	0.0006	環境庁告示第59号付表5
23	シマジン	0.003	0.0003	環境庁告示第59号付表6の第1又は第2
24	チオベンカルブ	0.02	0.002	環境庁告示第59号付表6の第1又は第2
25	ベンゼン	0.01	0.001	JIS K0125 5.1、5.2又は5.3.2
26	セレン及びその化合物	0.01	0.001	JIS K0102 67.2、67.3又は67.4
27	1,4-ジオキサン	0.05	0.005	環境庁告示第59号付表8
28	クロロエチレン	0.002	0.0002	環境庁告示第10号付表
29	水素イオン濃度(pH)	海域以外5.8-8.6		JIS K0102 12.1
30	化学的酸素要求量(COD)	20mg/l以下※1	1.0	JIS K0102 17
31	生物化学的酸素要求量(BOD)	20mg/l以下※1	1.0	JIS K0102 21
32	電気伝導率	-	0.1	JIS K0101 12
33	塩化物イオン	-	0.1	JIS K0101 32
34	大腸菌数	800コロニー形成単位/ml以下	1	JIS K0102 72.3
35	浮遊物質量(SS)	40mg/l以下※1	1.0	環境庁告示第59号付表9
36	ダイオキシン類	-	-	JIS K 0312 (試料の量を40Lとする)

*1 単位は、特に表示のないものは「mg/l以下」である。(電気伝導率の単位は、mS/m)。

*2 ダイオキシン類の定量下限値は、化合物により異なるため記載を省略する。

検査月及び検査項目

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
浸出水	1 アルキル水銀化合物						●						●
	2 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物						●						●
	3 カドミウム及びその化合物						●						●
	4 鉛及びその化合物						●						●
	5 有機燐化合物						●						●
	6 六価クロム化合物						●						●
	7 硒素及びその化合物						●						●
	8 シアン化合物						●						●
	9 ポリ塩化ビフェニル						●						●
	10 トリクロロエチレン						●						●
	11 テトラクロロエチレン						●						●
	12 ジクロロメタン						●						●
	13 四塩化炭素						●						●
	14 1,2-ジクロロエタン						●						●
	15 1,1-ジクロロエチレン						●						●
	16 シス-1,2-ジクロロエチレン						●						●
	17 1,1,1-トリクロロエタン						●						●
	18 1,1,2-トリクロロエタン						●						●
	19 1,3-ジクロロプロパン						●						●
	20 チウラム						●						●
	21 シマジン						●						●
	22 チオベンカルブ						●						●
	23 ベンゼン						●						●
	24 セレン及びその化合物						●						●
	25 1,4-ジオキサン						●						●
	26 ほう素及びその化合物						●						●
	27 ふつ素及びその化合物						●						●
	28 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物						●						●
	29 水素イオン濃度(PH)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	30 生物化学的酸素要求量(BOD)			●			●			●			●
	31 化学的酸素要求量(COD)			●			●			●			●
	32 浮遊物質量(SS)		●				●			●			●
	33 ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)						●						●
	34 ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)							●					●
	35 フェノール類含有量						●						●
	36 銅含有量						●						●
	37 亜鉛含有量						●						●
	38 溶解性鉄含有量						●						●
	39 溶解性マンガン含有量						●						●
	40 クロム含有量						●						●
	41 大腸菌数						●						●
	42 硝素含有量						●			●			●
	43 燐含有量						●						●
	44 ダイオキシン類						●						

◆観測井◆

印ば最終処分場

別紙2-2

検査月及び検査項目

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
観測井 (上流・下流)	1 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素						●						
	2 ほう素及びその化合物						●						
	3 ふっ素及びその化合物						●						
	4 アルキル水銀						●						
	5 総水銀						●						
	6 カドミウム						●						
	7 鉛						●						
	8 六価クロム						●						
	9 硒素						●						
	10 全シアン						●						
	11 ポリ塩化ビフェニル						●						
	12 トリクロロエチレン						●						
	13 テトラクロロエチレン						●						
	14 ジクロロメタン						●						
	15 四塩化炭素						●						
	16 1,2-ジクロロエタン						●						
	17 1,1-ジクロロエチレン						●						
	18 1,2-ジクロロエチレン						●						
	19 1,1,1-トリクロロエタン						●						
	20 1,1,2-トリクロロエタン						●						
	21 1,3-ジクロロプロペン						●						
	22 チウラム						●						
	23 シマジン						●						
	24 チオベンカルブ						●						
	25 ベンゼン						●						
	26 セレン						●						
	27 1,4-ジオキサン							●					
	28 クロロエチレン							●					
	29 水素イオン濃度(PH)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	30 生物化学的酸素要求量(BOD)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	31 化学的酸素要求量(COD)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	32 電気伝導率	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	33 塩化物イオン	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	34 大腸菌数							●					
	35 浮遊物質量(SS)							●					
	36 過マンガン酸カリウム消費量							●					
	37 ダイオキシン類							●					

印ば最終処分場「浸出水」の検査項目及び検査方法

別紙2-3

無印:「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」の排水基準等 別表1

※1:「千葉県廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱集」の排水基準

No.	分析項目	管理基準値	定量下限値(参考)	計量方法
1	アルキル水銀化合物	検出されないこと	0.0005	環境庁告示第59号付表2及び付表3
2	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.0005mg/l以下※1	0.0005	環境庁告示第59号付表2
3	カドミウム及びその化合物	0.01mg/l以下※1	0.005	JIS K 0102 55
4	鉛及びその化合物	0.1mg/l以下	0.01	JIS K 0102 54
5	有機燃化合物	不検出※ ¹	0.1	環境庁告示第64号付表1又はJIS K 0102 31.1及び付表2
6	六価クロム化合物	0.02mg/l以下※1	0.04	JIS K 0102 65.2.1
7	砒素及びその化合物	0.05mg/l以下※1	0.01	JIS K 0102 61
8	シアノ化合物	不検出※ ¹	0.1	JIS K 0102 38.1.2及び38.2、38.1.2及び38.3
9	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	不検出※ ¹	0.0005	環境庁告示第59号付表3又はJIS K 0093
10	トリクロロエチレン	0.1mg/l以下	0.03	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5
11	テトラクロロエチレン	0.1mg/l以下	0.01	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5
12	ジクロロメタン	0.2mg/l以下	0.02	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1
13	四塩化炭素	0.02mg/l以下	0.002	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5
14	1,2-ジクロロエタン	0.04mg/l以下	0.004	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1
15	1,1-ジクロロエチレン	1mg/l以下	0.02	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1
16	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/l以下	0.04	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1
17	1,1,1-トリクロロエタン	3mg/l以下	0.3	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5
18	1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/l以下	0.006	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5
19	1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/l以下	0.002	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1
20	チウラム	0.06mg/l以下	0.006	環境庁告示第59号付表4
21	シマジン	0.03mg/l以下	0.003	環境庁告示第59号付表5の第1又は第2
22	チオベンカルブ	0.2mg/l以下	0.02	環境庁告示第59号付表5の第1又は第2
23	ベンゼン	0.1mg/l以下	0.01	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.2
24	セレン及びその化合物	0.1mg/l以下	0.01	JIS K 0102 67
25	1,4-ジオキサン	0.5mg/l以下	0.005	環境庁告示第59号付表8
26	ほう素及びその化合物	10mg/l以下※1	1	JIS K 0102 47
27	ふつ素及びその化合物	8mg/l以下※1	0.8	JIS K 0102 34.1若しくは34.4又は34.1.1c)及び環境庁告示第59号付表7
28	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に0.4乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量100mg/l以下	0.1	アンモニア、アンモニウム化合物:JIS K0102 42.2、42.3又は42.5 亜硝酸化合物及び硝酸化合物:JIS K0102 43.1、43.2.5又は43.2.3
29	水素イオン濃度(PH)	海域以外5.8-8.6		JIS K0102 12.1
30	生物化学的酸素要求量(BOD)	20mg/l以下※1	1.0	JIS K0102 17
31	化学的酸素要求量(COD)	20mg/l以下※1	1.0	JIS K0102 21
32	浮遊物質量(SS)	40mg/l以下※1	1.0	環境庁告示第59号付表9
33	ノルマルヘキサン抽出物質(鉱物油)	3mg/l以下※1	1.0	環境庁告示第64号付表4
34	ノルマルヘキサン抽出物質(動植物油脂類)	5mg/l以下※1	1.0	環境庁告示第64号付表4
35	フェノール類含有量	0.5mg/l以下※1	0.05	JIS K0102 28.1
36	銅含有量	1mg/l以下※1	0.05	JIS K0102 52.2、52.3、52.4又は52.5
37	亜鉛含有量	1mg/l以下※1	0.05	JIS K0102 53
38	溶解性鉄含有量	5mg/l以下※1	0.1	JIS K0102 57.2、57.3又は57.4
39	溶解性マンガン含有量	5mg/l以下※1	0.1	JIS K0102 56.2、56.3、56.4又は56.5
40	クロム含有量	0.5mg/l以下※1	0.05	JIS K0102 65.1
41	大腸菌数	800コロニー形成単位/ml以下	1	下水の水質の検定方法に関する省令(厚生省・建設省令第1号)
42	窒素含有量	120mg/l以下	0.1	JIS K0102 45.1又は45.2
43	リン含有量	16mg/l以下	0.02	JIS K0102 46.3
44	ダイオキシン類	-	-	JIS K 0312 (試料の量を25Lとする)

* ダイオキシン類の定量下限値は、化合物により異なるため記載を省略する。

地下水等(観測井)検査項目及びその他の地下水検査項目

無印:「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」の地下水基準等 別表2

※1:「千葉県廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱集」の排水基準

No.	分析項目	管理基準値*1	定量下限値 (参考)	計量方法
1	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	0.1	厚生労働省告示第261号(イオンクロマトグラフ法(陰イオン類))
2	ほう素及びその化合物	1	0.1	JIS K0102 47.1、47.3又は47.4
3	ふつ素及びその化合物	0.8	0.08	JIS K0102 34.1若しくは34.4又は34.1.1c)及び環境庁告示第59号付表7
4	アルキル水銀	不検出	0.0005	環境庁告示第59号付表3
5	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.0005	0.0005	環境庁告示第59号付表2
6	カドミウム及びその化合物	0.003	0.001	JIS K0102 55.2、55.3又は55.4
7	鉛及びその化合物	0.01	0.001	JIS K0102 54
8	六価クロム化合物	0.02	0.005	JIS K0102 65.2
9	砒素及びその化合物	0.01	0.001	JIS K0102 61.2、61.3又は61.4
10	シアノ化合物	不検出	0.1	JIS K0102 38.1.2及び38.2、38.1.2及び38.3、38.1.2及び38.5又は環境庁告示第59号付表1
11	ポリ塩化ビフェニル	不検出	0.0005	環境庁告示第59号付表4
12	トリクロロエチレン	0.01	0.003	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
13	テトラクロロエチレン	0.01	0.001	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
14	ジクロロメタン	0.02	0.002	JIS K0125 5.1、5.2又は5.3.2
15	四塩化炭素	0.002	0.0002	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
16	1,2-ジクロロエタン	0.004	0.0004	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2
17	1,1-ジクロロエチレン	0.1	0.002	JIS K0125 5.1、5.2又は5.3.2
18	1,2-ジクロロエチレン	0.04	0.004	JIS K0125 5.1、5.2又は5.3.2
19	1,1,1-トリクロロエタン	1	0.1	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
20	1,1,2-トリクロロエタン	0.006	0.0006	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
21	1,3-ジクロロプロパン	0.002	0.0002	JIS K0125 5.1、5.2又は5.3.1
22	チウラム	0.006	0.0006	環境庁告示第59号付表5
23	シマジン	0.003	0.0003	環境庁告示第59号付表6の第1又は第2
24	チオベンカルブ	0.02	0.002	環境庁告示第59号付表6の第1又は第2
25	ベンゼン	0.01	0.001	JIS K0125 5.1、5.2又は5.3.2
26	セレン及びその化合物	0.01	0.001	JIS K0102 67.2、67.3又は67.4
27	1,4-ジオキサン	0.05	0.005	環境庁告示第59号付表8
28	クロロエチレン	0.002	0.0002	環境庁告示第10号付表
29	水素イオン濃度(pH)	海域以外5.8-8.6		JIS K0102 12.1
30	化学的酸素要求量(COD)	20mg/l以下※1	1.0	JIS K0102 17
31	生物化学的酸素要求量(BOD)	20mg/l以下※1	1.0	JIS K0102 21
32	電気伝導率	-	0.1	JIS K0101 12
33	塩化物イオン	-	0.1	JIS K0101 32
34	過マンガン酸カリウム消費量	10	0.1	平成4年厚生省令第69号
35	大腸菌数	800コロニー形成単位/ml以下	1	JIS K0102 72.3
36	浮遊物質量(SS)	40mg/l以下※1	1.0	環境庁告示第59号付表9
37	ダイオキシン類	-	-	JIS K 0312 (試料の量を40Lとする)

*1 単位は、特に表示のないものは「mg/l以下」である。

*2 ダイオキシン類の定量下限値は、化合物により異なるため記載を省略する。

◆地下水◆

リサイクルセンター

別紙3-1

検査月及び検査項目

			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
地下 水	1	一般細菌						●						
	2	大腸菌						●						
	3	亜硝酸態窒素						●						
	4	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素						●						
	5	塩化物イオン						●						
	6	有機物(全有機炭素(TOC)の量)						●						
	7	PH値(PH測定時の水温)						●						
	8	味						●						
	9	臭気						●						
	10	色度						●						
	11	濁度						●						

リサイクルセンター地下水質基準項目の基準値、検査方法

別紙3-2

水道法第4条第2項の規定に基づく水質基準
ただし、電気伝導率については、上水試験法による。（水道・井戸水に適用する。）

No.	項目	基準	定量下限値 (参考)	分析方法
1	一般細菌	100mg/l以下	1	厚生労働省告示第261号(標準寒天培地法)
2	大腸菌	検出されないこと	—	厚生労働省告示第261号(特定酵素基質倍地法)
3	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	—	厚生労働省告示第261号(イオンクロマトグラフ法(陰イオン類))
4	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	0.1	厚生労働省告示第261号(イオンクロマトグラフ法(陰イオン類))
5	塩化物イオン	200mg/l以下	0.1	厚生労働省告示第261号(イオンクロマトグラフ法(陰イオン類)、滴定法)
6	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/l以下	0.3	厚生労働省告示第261号(全有機炭素計測定法)
7	PH値(PH測定時の水温)	5.8～8.6	—	厚生労働省告示第261号(ガラス電極法、連続自動測定器によるガラス電極法)
8	味	異常でないこと	—	厚生労働省告示第261号(官能法)
9	臭気	異常でないこと	—	厚生労働省告示第261号(官能法)
10	色度	5度以下	0	厚生労働省告示第261号(比色法、透過光測定法、連続自動測定機器による透過光測定法)
11	濁度	2度以下	0	厚生労働省告示第261号(比濁法、透過光測定法、連続自動測定機器による透過光測定法、積分球式光電光度法、連続自動測定機器による積分球式光電光度法、散乱光測定法、透過散乱法)

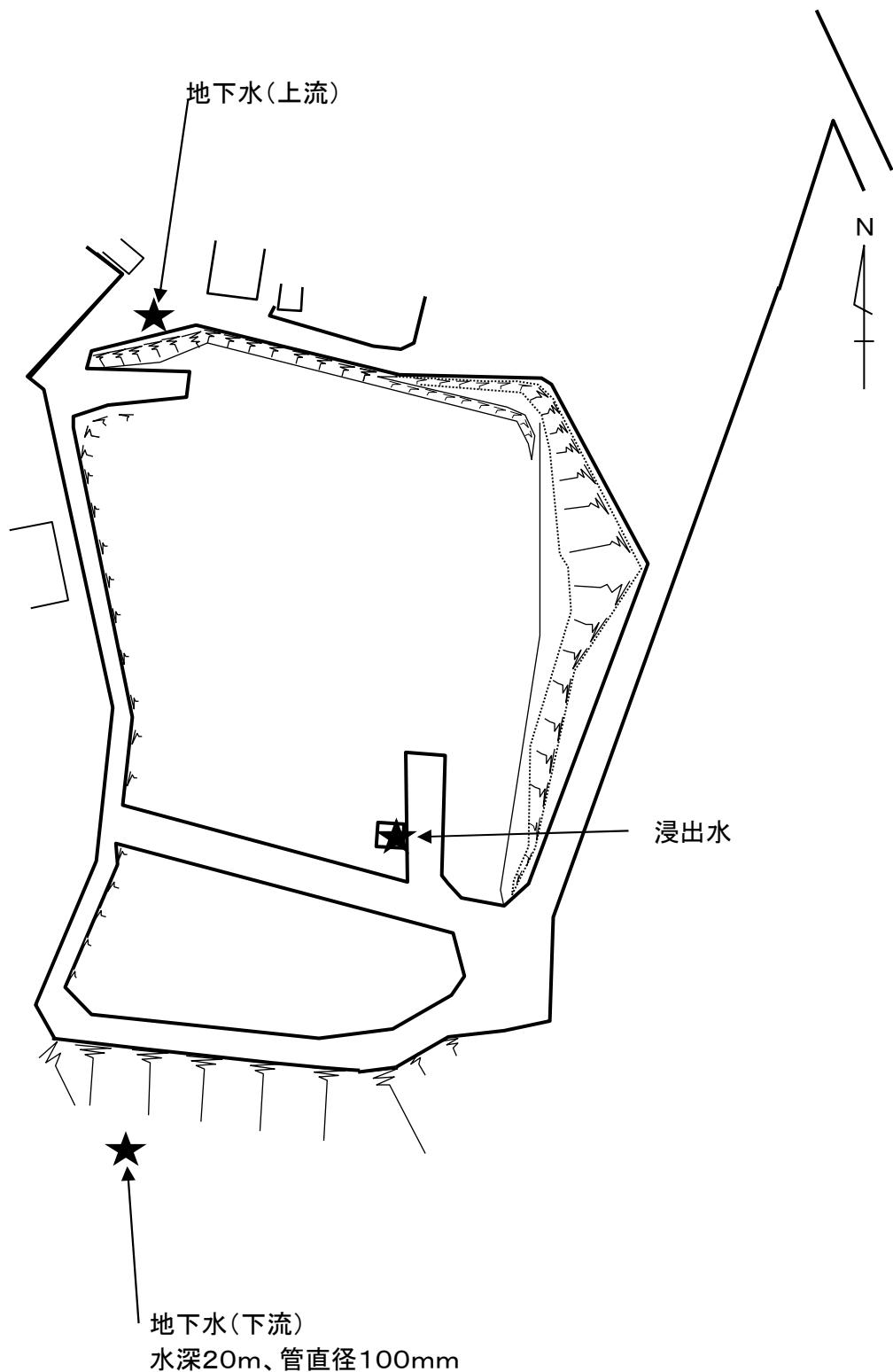
日暮最終処分場 案内図



印ば最終処分場 案内図



印ば最終処分場 配置図



リサイクルセンター 案内図

